

お客さま各位

金沢中央信用組合

石川県内における大雨に伴う災害にかかる預金払い戻し等の対応について

今回の石川県内における大雨に伴う災害等により災害救助法が適用された石川県内の被災者等に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を講じますので、窓口までご相談をお願いします。

記

- (1) 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者本人の申出であることを確認して払戻しに対応します。
- (2) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに対応します。
また、当該預金等を担保とする貸付にも対応します。
- (3) 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立に対応します。
- (4) 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮をします。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮をします。
- (5) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに対応します。
- (6) 国債を紛失した場合の相談に対応します。
- (7) 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講じます。
- (8) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に対応します。
- (9) 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いをします。
- (10) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮します。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講じます。

以上